

四日市市告示第 176 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 3月27日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	霞ヶ浦垂坂線	大字羽津字古新田2832-1	4.0~38.0	60.8
		大字羽津字豊広新田甲5166-110		
2	赤水14号線	赤水町字南蟹島1152-1	4.0~8.0	48.2
		赤水町字南蟹島1152-1		
3	下海老55号線	下海老町4383-3	4.0~4.8	83.0
		下海老町4382		